兵庫農民連各位殿

2022年3月18日

消費税　インボイス制度

1．背景

これまで、収入が1000万円以下の事業主は消費税が免除されてきました。
請負で働く**運送ドライバー**
イベントで生計をたてる**大道芸人**
年金で赤字を埋める**高齢農家**
年金で赤字を埋める**高齢商店主**
大企業からの発注に赤字でも対応する**町工場**
他にも幾多の該当事業主が、インボイス制度で消費税の納税をせまられます。
インボイス制度に適合できなければ、消費税分の値下げが要求されます。

消費税は、新たな産業や企業の芽をつんでしまいます。
だからアメリカでは、国税としての消費税は法律で禁止されています。
APPLEやAMAZONもかつては中小企業で、赤字でも払う消費税の納税があったら倒産していたかもしれないからです。

日本も消費税が3％で導入された時は、中小企業が潰れるのを防ぐために、収入が3000万円までは納税義務がありませんでした。

もう、みな忘れた頃だろうと馬鹿にして、1000万円以下の零細業者は潰れても構わないと方針転換したようです。

日本政府は見えにくい形で、消費税増税を行おうとしています。
二度とSONYやHONDAのような企業が現れないようにしたい？

年収1000万円以下で
消費税と無縁の現状

キャベツ1個
100円で販売

1個売れた

農家が100円の収入を得る

終わり

消費税インボイス制度では

キャベツ1個
100円で販売

1個売れた

農家が100円の収入を得る

しかし消費税8％なので、
100÷1.08＝92.59
端数処理は四捨五入
切り上げ
切り捨て
全部OK
切り捨てで本体価格92円として
消費税8円を納税
これを全部に適用する

今のままで何とかならないか？

年収1000万円以下

消費税と無縁のままでいたい

直売所でキャベツ1個
100円で販売

消費税を税務署に納税しない
個人のお客さんに
1個売れた

農家が100円の収入を得る

これまで通り、消費税と無縁

農家と消費者が直接取引ならば

誰も税務署に消費税を払わなくて良い

スーパーとか農協や農民連に
米・野菜を出荷したらどうなる？？

これまで消費税と無縁だった免税農家に対して政府は、
消費税を預かっているでしょう。
インボイス制度で納税しなさい！！
と言い出しました。

インボイス制度　　登録せず消費税を納税しなかったら どうなる？？　　下のように増税

免税農家　　スーパー　　消費者

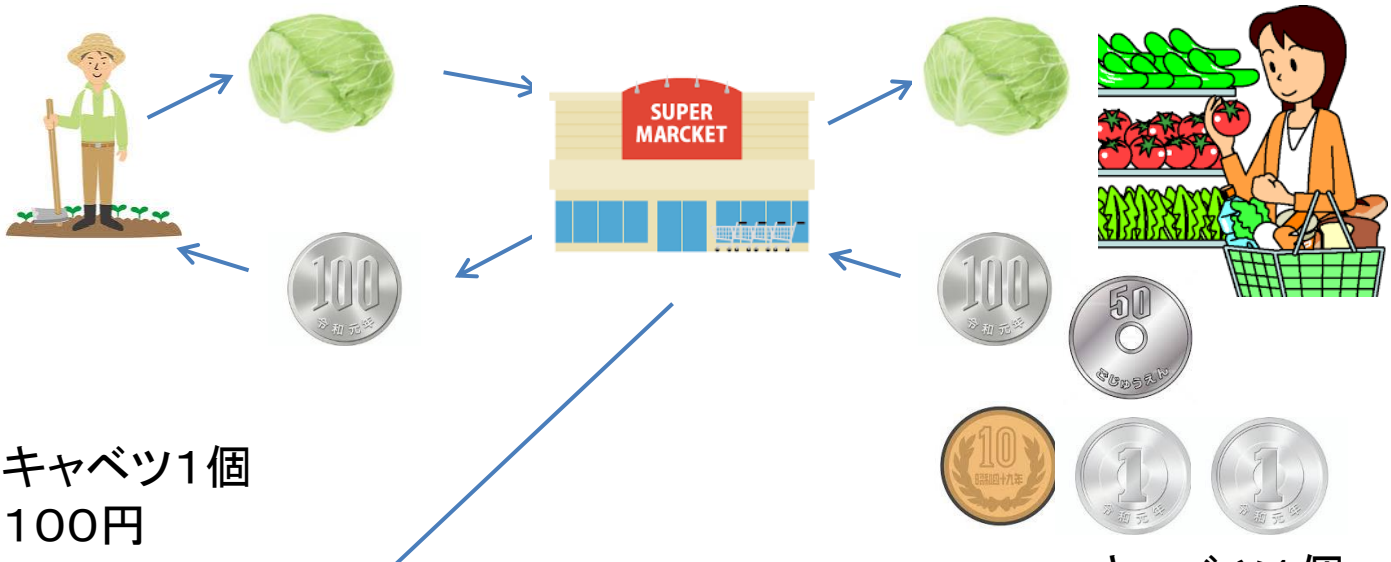

キャベツ1個
100円

キャベツ1個
150円+
消費税12円

従来
消費者から預かった12円
免税農家に払ったとみなす8円
差し引き4円を納税

インボイス制度導入後は
免税農家の分も
払いなさい

8円　増税になっている

スーパーからの値下げ要求　来るかも

免税の零細業者から仕入れたら損をする！！

キャベツ1個　従来は100円で仕入れたが、
92円に値下げしなければ、仕入れません！！

兵庫農民連は・・・・

ほとんどの会員が小規模農家で消費税免税だから
税務署に毎年　約400万円　追加で消費税を払わなくてはならない

どうも払えそうにない
しかし農家に値下げ要求したくない

税務署員からは、「値上げするしかないのでは？」と・・・

農協法に基づく法人には特例があるから大丈夫なのでは？

税務署に確認したらダメでした

インボイス交付義務の免除

適格請求書を交付することが困難な、以下の取引は交付義務が免除されます。

① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
（3万円未満のものに限ります。）
② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
（3万円未満のものに限ります。）
⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス
（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、
帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

① 適格請求書の交付義務が免除されるP13「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

農家はインボイスを出さなくて良いけど、
農民連は仕入れ税額控除できない

農協法に基づく法人の特例は何のため？

一般的な納品請求書を出すのも困難な、
高齢農家に適格請求書(インボイス)を出せと言わなくて良い　だけ？

【記載事項】

○　下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
○　不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

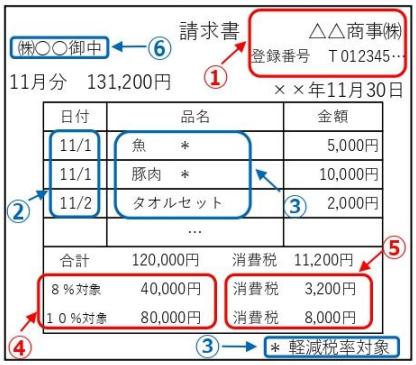

適格簡易請求書

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

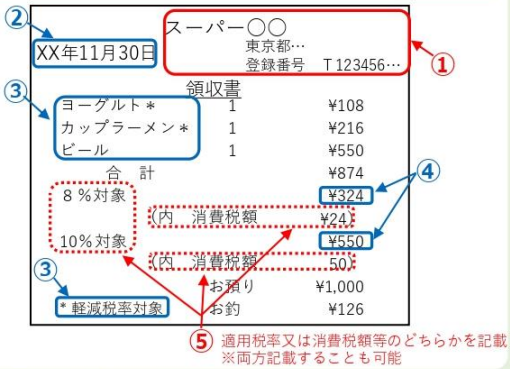

※　⑤の「税率ごとに区分した消費税額」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに１回ずつとなります。

（国税庁資料）

手書きの納品書・請求書では難しいと思われる内容

農協や農民連が代わりに、事務・納税を行う事になりそうです・